

多賀城市自殺対策計画

平成31年 2月

多 賀 城 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 推進体制	3
5 計画の目標	3

第2章 多賀城市の現状と課題

1 多賀城市における自殺の現状	4
(1) 本市における自殺者数の推移	4
(2) 性別、年代別の状況	5
① 男性	5
② 女性	5
(3) 本市における主な自殺の特徴	7
(4) こころの健康に関する市民アンケート	8
① アンケート調査の概要	8
② アンケート調査の結果	9
2 多賀城市における自殺対策の課題	15
(1) 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成	15
(2) 自殺対策を支援する人材の育成	15
(3) 生きることの包括的な支援	15
(4) 自殺対策関係機関の連携・協働	15

第3章 自殺対策の推進

1 計画の基本理念と施策の体系	16
2 施策ごとの取り組み	17
施策Ⅰ 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進	17
施策Ⅱ 気づき・見守りができる人材の育成	18
施策Ⅲ 子ども・若者・子育て世代に対する支援と対策	19
施策Ⅳ 高齢者に対する支援と対策	22
施策Ⅴ 働くことに対する支援と対策	23
施策Ⅵ 地域全体の問題に対する支援と対策	24
施策Ⅶ 地域におけるネットワークの強化	26

第4章 計画の検証

1 計画の検証	27
---------------	----

資料編

1 多賀城市自殺対策ネットワーク会議設置要綱	28
2 計画策定の経過	30
3 自殺対策に関連する事業	31

「自死・自殺」の使い分けについて

この計画における「自死・自殺」の使い分けについては、遺族に関する表現は「自死」を、法律等の名称、法律や統計資料等の中で用いられる用語を引用する場合は「自殺」を用いることとしています。

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国内の自殺者数は、平成10年に急増して以降、年間3万人を超える状況が続いていました。

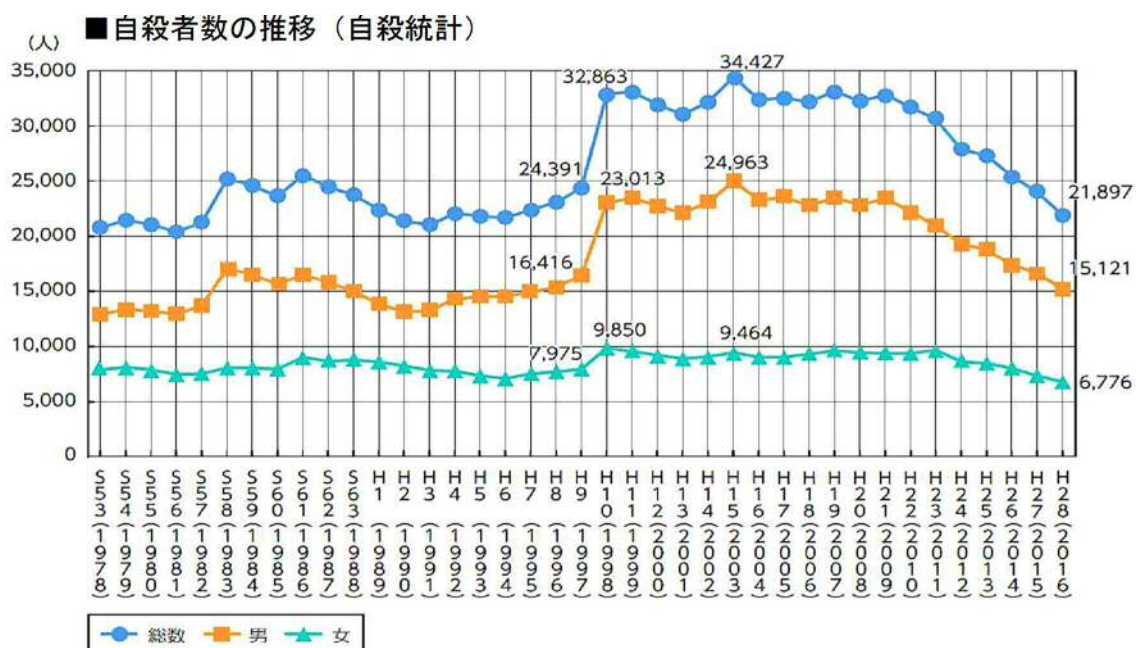
この非常事態を受け、国は平成18年に「自殺対策基本法」を制定、また、平成19年には政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺は「個人の問題」ではなく「社会の問題」であるという認識のもと、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することとしました。

この結果、平成22年以降は連続して自殺者数が減少し、平成27年には平成10年の急増以前の水準となりました。

しかし、いまだに年間2万人を超える方々が自ら命を絶ち、かけがえのない多くの命が、日々、自殺に追い込まれている状況が続いています。

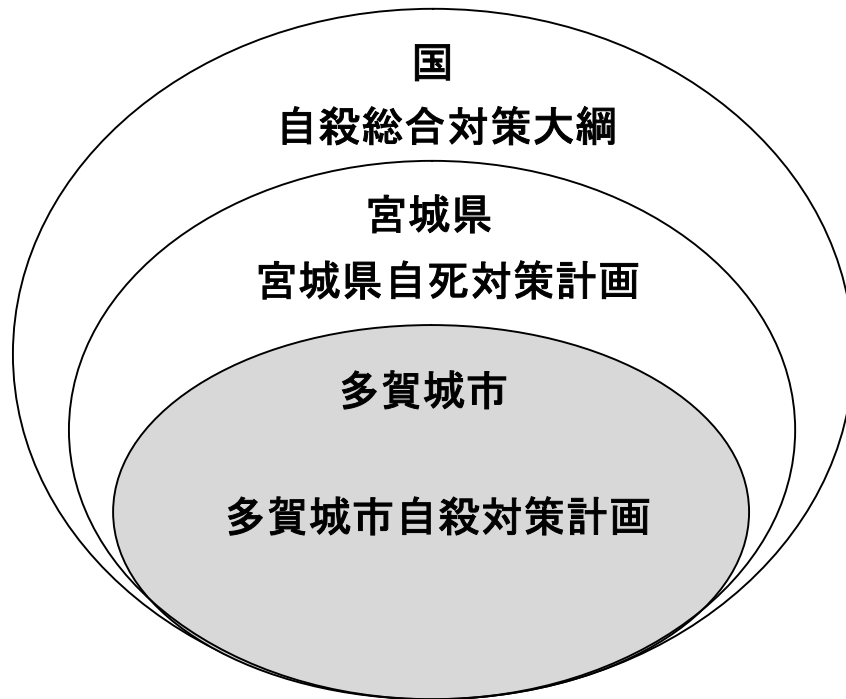
自殺対策基本法施行から10年の節目を迎え、自殺対策を更に強化し、加速させるため、平成28年に同法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として位置付け、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、国、地方公共団体、その他の関係団体が相互の連携を図りながら自殺対策に取り組むこととされました。

このような状況を踏まえ、本市においても、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを通して、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、新たに「多賀城市自殺対策計画」を策定することとしました。



2 計画の位置付け

多賀城市自殺対策計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定される市町村の区域内における自殺対策についての計画であり、自殺総合対策大綱及び宮城県自死対策計画並びに本市の実情を勘案して定めるものです。



3 計画期間

国は自殺総合対策大綱において、自殺対策の数値目標を平成 38 年（2026 年）までに達成するとしており、さらに、おおむね 5 年を目途に大綱の見直しを行うとしています。

また、宮城県は宮城県自死対策計画の計画期間を平成 30 年度（2018 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までとし、中間年度のほか、必要に応じた見直しを行うとしています。

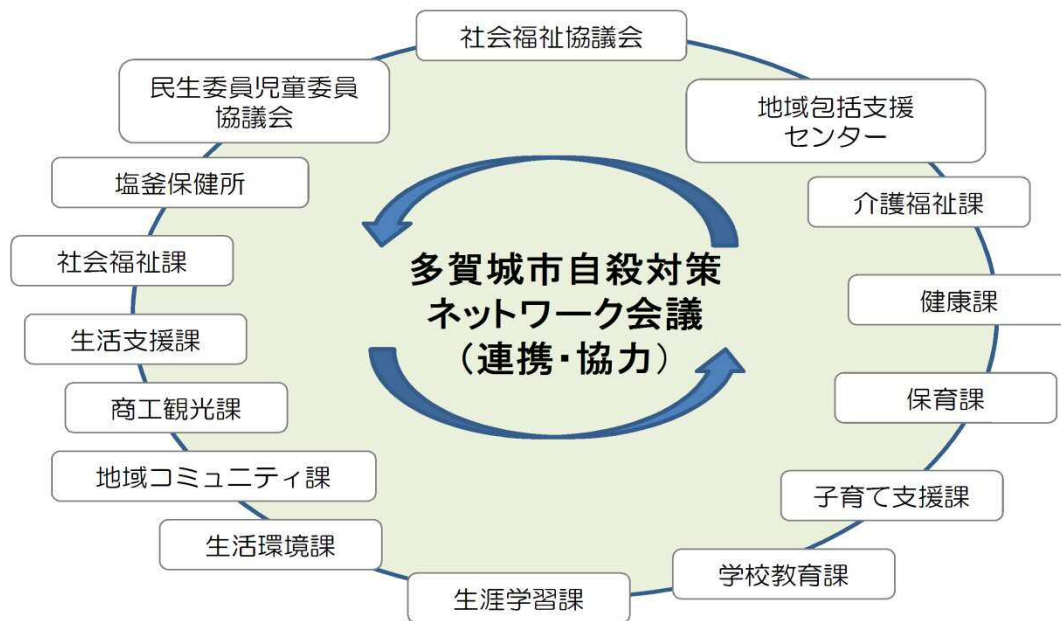
これらのことを踏まえ、本計画の計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までとし、自殺総合対策大綱、宮城県自死対策計画等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 推進体制

自殺対策計画の推進にあたっては、関係機関の連携と、自殺対策の取り組み状況を把握し、実効性の検証や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

本市では、計画の推進体制として多賀城市自殺対策ネットワーク会議を設置し、関係機関の連携を強化するとともに、PDCAサイクルのプロセスにより取り組み状況の確認・評価・見直しを行います。

◆自殺対策の実施主体として 生きる支援を行う機関のネットワーク



5 計画の目標

自殺総合対策大綱及び宮城県自死対策計画では、平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを目標としています。

本市においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 24 年から平成 28 年までの平均自殺死亡率から 30%以上減少させることを目標とします。

【本市における自殺死亡率の目標数値】

	現状	目標
	平成 24 年～平成 28 年の平均	平成 38 年（2026 年）
自殺死亡率	12.9	9.0

第2章 多賀城市の現状と課題

1 多賀城市における自殺の現状

(1) 本市における自殺者数の推移

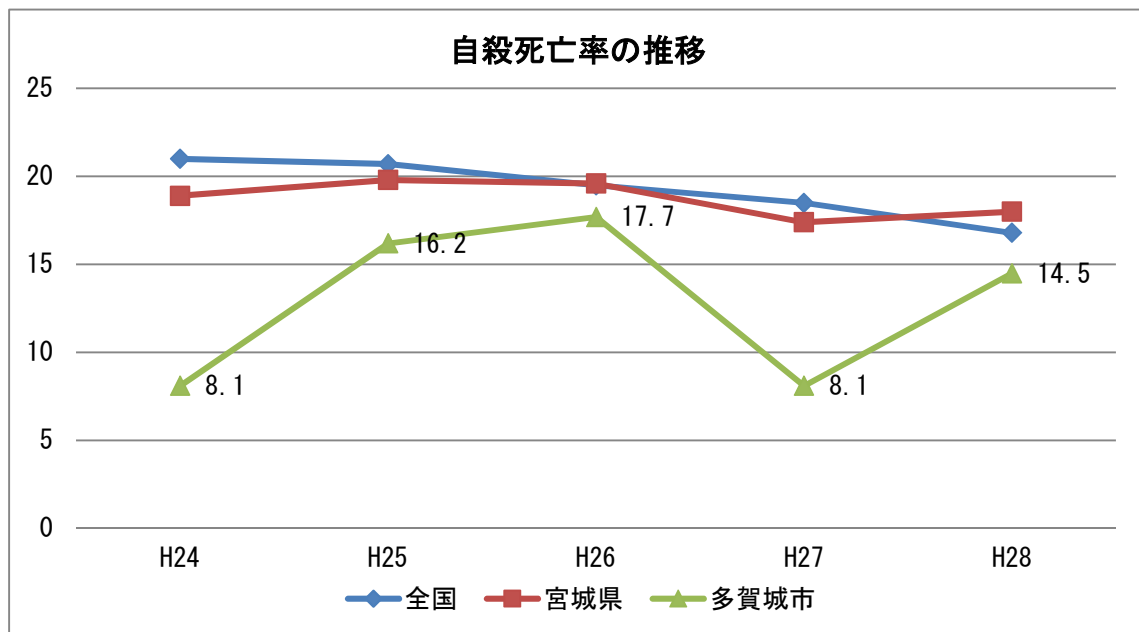
本市における平成 24 年から平成 28 年までの自殺者数は、平均で 8 人、自殺死亡率は 12.9 となっており、全国や宮城県と比べると低い傾向にあります。

なお、自殺者数は全国及び宮城県ともに減少傾向にありますが、本市では増加傾向とも減少傾向ともいえない状況です。

■自殺者数・自殺死亡率の推移

		H24	H25	H26	H27	H28	計	平均
多賀城市	自殺者数(人)	5	10	11	5	9	40	8
	自殺死亡率	8.1	16.2	17.7	8.1	14.5	-	12.9
宮城県	自殺者数(人)	437	458	455	404	417	2,171	434
	自殺死亡率	18.9	19.8	19.6	17.4	18.0	-	18.7
全国	自殺者数(人)	26,433	26,063	24,417	23,152	21,017	121,082	24,216
	自殺死亡率	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	-	19.3

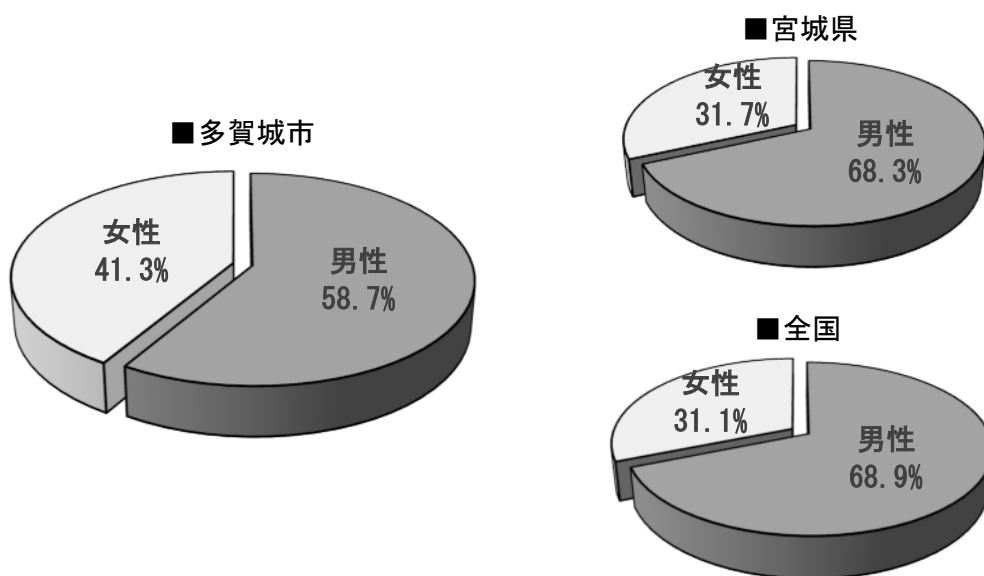
※厚生労働省「人口動態統計」から多賀城市作成
※自殺死亡率とは、人口 10 万人あたりの自殺者数



※厚生労働省「人口動態統計」から多賀城市作成

(2) 性別、年代別の状況

自殺者数の男女別割合は、平成 24 年から平成 28 年までの平均でみると男性は 58.7%、女性は 41.3%で、男性が女性を上回っており、全国、宮城県と同様の傾向となっています。



※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」から多賀城市作成

① 男性

自殺者全体に占める割合は、60 歳代が最も高く、次いで 20 歳代、30 歳代が高くなっています。

自殺死亡率についても、60 歳代が最も高く、次いで 20 歳代、70 歳代が高くなっています。

全国、宮城県の傾向と比べると、60 歳代の自殺者割合、自殺死亡率が高い傾向が見られますが、40 歳代、50 歳代の自殺者割合、自殺死亡率は低い傾向があります。

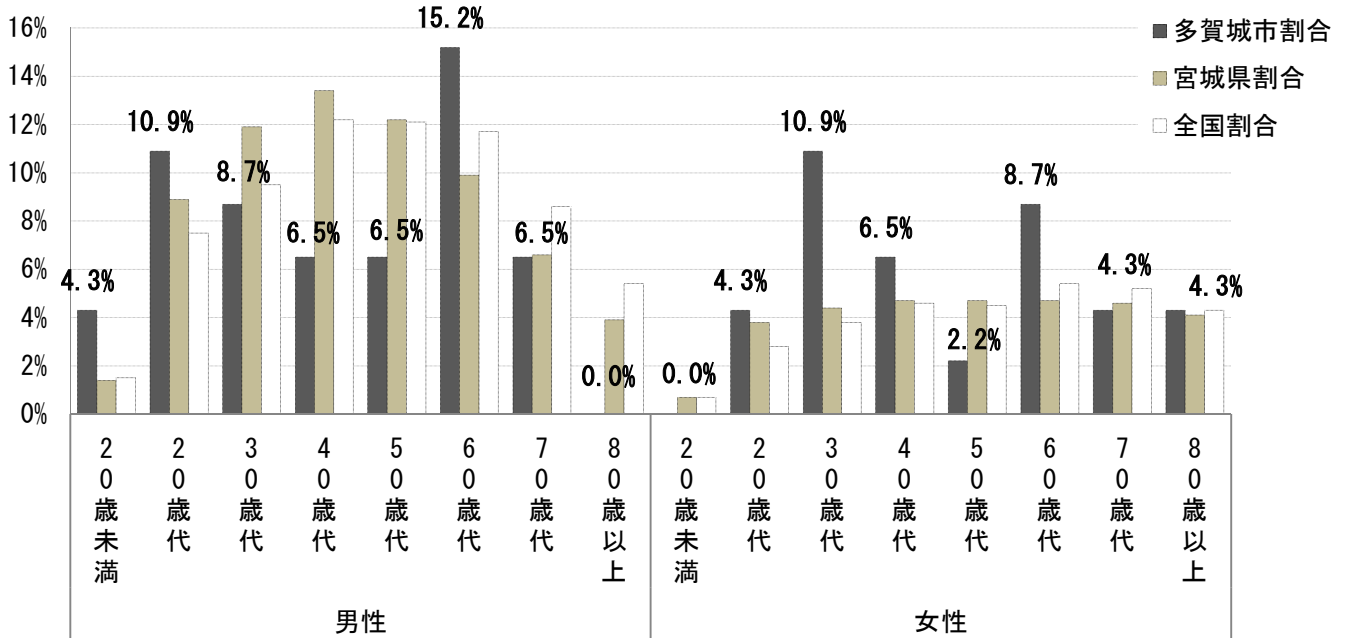
② 女性

自殺者全体に占める割合は、30 歳代が最も高く、次いで 60 歳代、40 歳代が高くなっています。

自殺死亡率についても、30 歳代が最も高く、次いで 80 歳代以上、60 歳代が高くなっています。

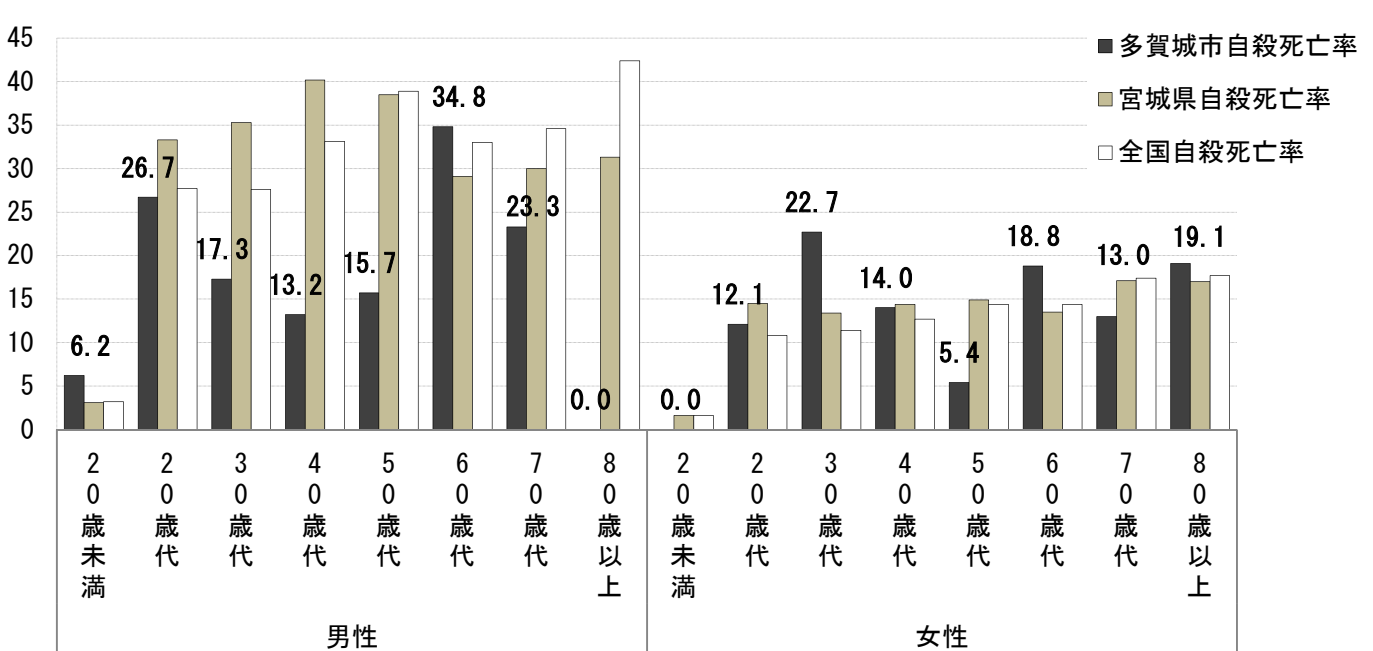
全国、宮城県の傾向では、自殺者割合、自殺死亡率とも 20 歳未満を除く全年齢階級でほぼ同じとなっており、本市では若干異なる傾向となっています。

性・年代別の自殺者割合（H24～H28年平均）



※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」から多賀城市作成
 ※自殺者割合とは、自殺者全体に対する割合

性・年代別の自殺死亡率（10万人対）（H24～H28年平均）



※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」から多賀城市作成
 ※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数

(3) 本市における主な自殺の特徴

本市における主な自殺の特徴として、男女ともに 60 歳以上の無職者の自殺者数が多く、この年代の全国的にみられる主な自殺の危機経路としては、失業（退職）や身体疾患に関する悩みからうつ状態を経て、自殺に至ることが多いとされています。

また、20 歳から 39 歳の男女の自殺者も多く、この年代の全国的にみられる主な自殺の危機経路としては、離婚や子育ての悩み、家族間の不和などからうつ状態を経て、自殺に追い込まれているとされています。

これらの分析から、高齢者にとっては、離職や身体疾患等を原因として、若い世代では家族関係の不和等を原因としてうつ状態となり、自殺に追い込まれていく姿がうかがえます。

■本市における主な自殺の特徴（H24～H28 合計）

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	自殺者 割合	自殺死亡率	全国的にみられる主な自殺の危機経路
1 位：女性 60 歳以上無職同居	6 人	13.0%	17.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2 位：女性 20～39 歳無職同居	5 人	10.9%	31.8	DV 等→離婚→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺
3 位：男性 60 歳以上無職同居	5 人	10.9%	24.1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
4 位：男性 60 歳以上無職独居	4 人	8.7%	137.1	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5 位：男性 20～39 歳無職同居	4 人	8.7%	81.4	①【30 代無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺／②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

※自殺者割合とは、自殺者全体に対する割合

※自殺死亡率とは、人口 10 万人あたりの自殺者数

(4) こころの健康に関する市民アンケート

① アンケート調査の概要

■ 調査目的

悩みやストレス、自殺に対する市民の意識などの実態を把握し、本市の地域特性や現状と課題を踏まえ、多賀城市自殺対策計画の策定等、今後の自殺対策施策の参考とする。

■ 調査内容

- ・悩みやストレスについて
- ・自殺に関する意識について

■ 調査方法 郵送による調査

■ 調査対象

- ・母集団 多賀城市在住の15歳以上の男女
- ・標本数 1,000人
- ・抽出方法 年齢層別無作為抽出
- ・回答数 398人（回答率39.8%）

■ 調査期間 平成30年5月28日～平成30年6月8日

② アンケート調査の結果

【悩みやストレスについて】

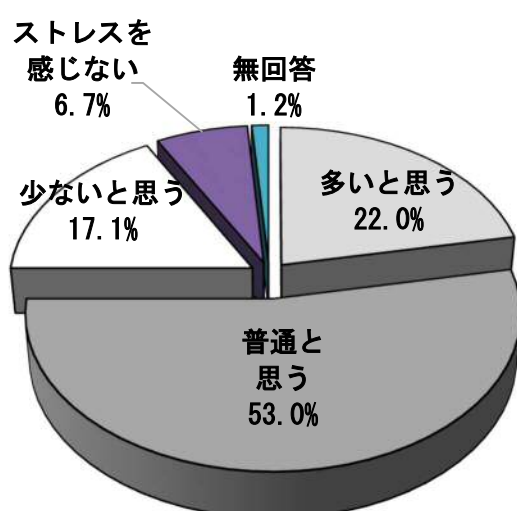
日常生活でストレスが多いと感じているかの問いで、「ストレスが多い」と答えた方の割合は24.1%、「普通と思う」と答えた方の割合が52.0%となっており、合算で76.1%と多くの人が生活の中にストレスがあると認識していることがわかります。

なお、性別による違いはあまりありませんでした。

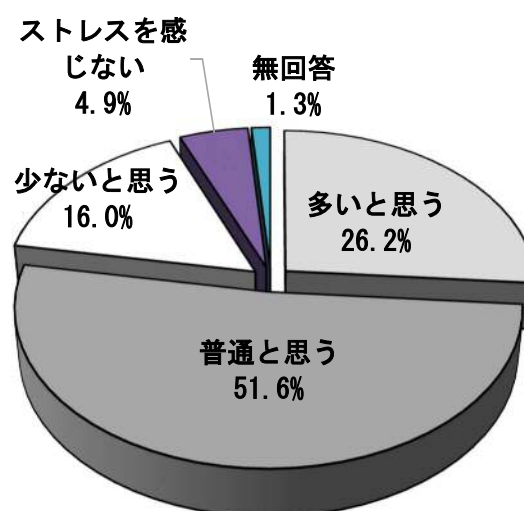
■現在、日常生活でストレスが多いと感じていますか (%)

	男	女	無回答	全体
多いと思う	22.0	26.2	11.2	24.1
普通と思う	53.0	51.6	44.4	52.0
少ないと思う	17.1	16.0	0.0	16.1
ストレスを感じない	6.7	4.9	0.0	5.5
無回答	1.2	1.3	44.4	2.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0

■男性の割合



■女性の割合



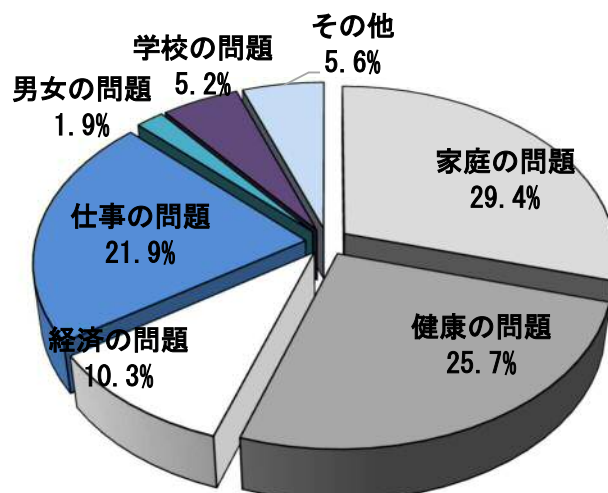
悩みやストレスの原因についての問いでは、最も多い回答が「家族関係」で14.9%、次いで「身体の悩み」12.9%、「自分の病気」12.8%となっています。

原因のカテゴリー別の割合では、「家庭の問題」が29.4%と最も多く、多くの方がとても身近なことに悩みやストレスを抱えていることがわかります。

■悩みやストレスの原因はどのようなことですか（複数回答可） (%)

ストレスの原因	割合	カテゴリー別の割合
家族関係	14.9	家庭の問題 29.4
子育て	5.4	
家族の病気や介護	9.1	
自分の病気	12.8	健康の問題 25.7
身体の悩み	12.9	
負債・借金	2.8	経済の問題 10.3
生活費等の困窮	7.5	
仕事の不振	5.3	仕事の問題 21.9
職場の人間関係	8.7	
長時間労働	2.8	
失業・就職活動	2.3	
会社の将来	2.8	
恋愛	0.9	男女の問題 1.9
結婚をめぐる悩み	1.0	
進路・進学	2.3	学校の問題 5.2
いじめ	0.1	
学業不振	0.7	
友人との人間関係	2.1	
教師との人間関係	0.0	
その他	5.6	その他 5.6
計	100.0	計 100.0

■悩みやストレスの原因（カテゴリー別）



悩みやストレスを誰かに相談するかどうかの問いでは、「家族に相談する」、「友人や同僚に相談する」といった身近な人への相談が多く、悩み事・ストレスについて「誰かに相談する」と答えた方の合計は 83.9%となっています。

一方で、「相談しない」、「誰もいない」、「相談したいが、どこに相談したらよいかわからない」と答えた方が合計で 14.5%となっています。

■悩みやストレスを感じたときに、誰かに相談しますか（複数回答可）（%）

相談先	割合
家族	38.1
友人や同僚	27.8
親戚関係	5.0
近所の知り合い	4.2
学校や職場の先輩・後輩	3.3
医師やカウンセラー	2.5
恋人	1.2
学校の先生や職場の上司	0.9
弁護士や司法書士、公的機関の相談員	0.6
電話やインターネットによる相談	0.3
相談しない	9.8
誰もいない	2.8
相談したいが、どこに相談したらよいかわからない	1.9
その他	1.6
計	100.0

【自殺に対する考えについて】

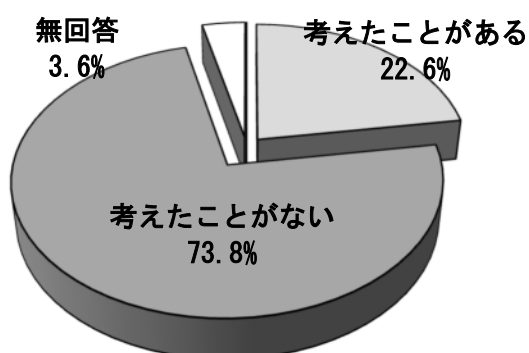
今までに自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがあるかの問いで、全体の26.1%の方が「ある」と答えています。

なお、性別による違いはあまりありませんでした。

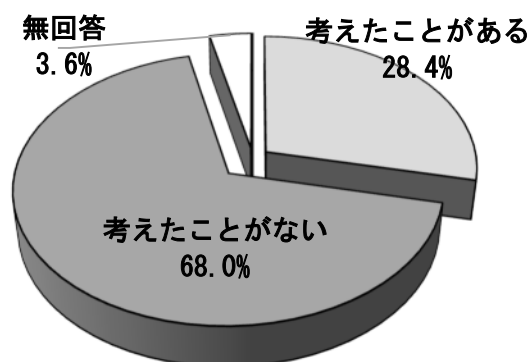
■今までに自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがありますか (%)

	男	女	無回答	全体
考えたことがある	22.6	28.4	33.3	26.1
考えたことはない	73.8	68.0	55.6	70.1
無回答	3.6	3.6	11.1	3.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0

■男性の割合



■女性の割合



年齢別の割合では、15歳～19歳で、考えたことがあると答えた方の割合が57.1%と最も多く、次いで20歳代で46.4%、30歳代で37.5%となっており、若い世代ほど割合が高く、年齢が進むに従って割合が低くなっていく傾向があることがわかります。

■年齢別の割合

(%)

	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	全体
考えたことがある	57.1	46.4	37.5	30.4	25.9	18.2	16.3	11.5	66.7	26.1
考えたことはない	42.9	53.6	60.4	67.9	74.1	79.2	77.2	73.1	0.0	70.1
無回答	0.0	0.0	2.1	1.7	0.0	2.6	6.5	15.4	33.3	3.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

職業別の割合では、「求職・就職活動中」が50%と最も多く、次いで「学生」で47.4%、パート・アルバイトで35.9%となっており、若い世代が多いことがここでもわかります。

■職業別の割合

(%)

	常勤 正社員等	パート・ アルバイト等	自営業	専業主婦 ・主夫	求職・就 職活動中	無職	学生	その他	無回答	全体
考えたことがある	24.5	35.9	12.5	23.8	50.0	20.0	47.4	14.3	50.0	26.1
考えたことはない	74.5	62.8	75.0	73.0	50.0	76.5	52.6	57.1	0.0	70.1
無回答	1.0	1.3	12.5	3.2	0.0	3.5	0.0	28.6	50.0	3.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

自殺したい、またはそれに近いことを考えた要因についての問いでは、悩みやストレスの原因と同様に「家族関係」が21.2%と最も多くなっています。次いで「職場の人間関係」8.8%、「生活費等の困窮」6.7%となっています。

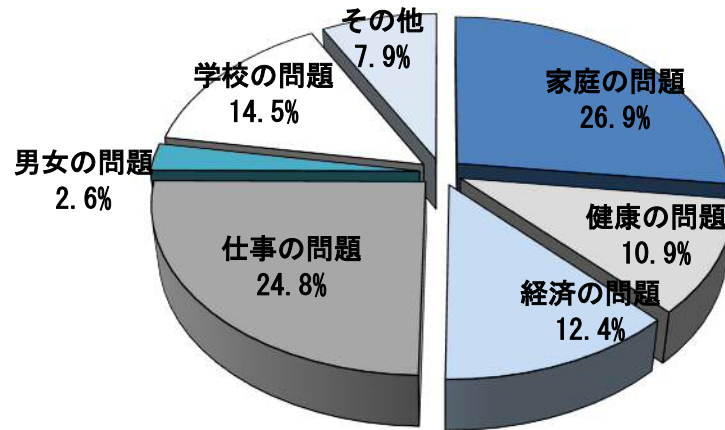
カテゴリー別の割合では、「家庭の問題」の割合が26.9%と最も多く、次いで「仕事の問題」、「学校の問題」の順となっています。

■自殺したい、またはそれに近いことを考えた要因（複数回答可）

(%)

自殺を考えた要因	割合	カテゴリー別の割合
家族関係	21.2	家庭の問題 26.9
子育て	2.1	
家族の病気や介護	3.6	
自分の病気	6.2	健康の問題 10.9
身体の悩み	4.7	
負債・借金	5.7	経済の問題 12.4
生活費等の困窮	6.7	
仕事の不振	6.2	仕事の問題 24.8
職場の人間関係	8.8	
長時間労働	4.1	
失業・就職活動	4.1	
会社の将来	1.6	
恋愛	2.6	男女の問題 2.6
結婚をめぐる悩み	0.0	
進路・進学	3.1	学校の問題 14.5
いじめ	2.6	
学業不振	2.1	
友人との人間関係	5.7	
教師との人間関係	1.0	
その他	7.9	その他 7.9
計	100.0	計 100.0

■ 自殺したい、またはそれに近いことを考えた要因（カテゴリー別）



自殺したいと考えたときに、どのようにして乗り越えたかの問いでは、「相談した」「気分転換した」など、何らかの対策をとった方が多くいる一方で、「特に何もしなかった」と答えた方が22.1%と最も多くなっています。

■ 自殺したいと考えたときに、どのようにして乗り越えたか

(%)

乗り越えた方法	割合
特に何もしなかった	22.1
家族（親族）や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった	14.4
自分なりのストレス解消法で気分転換をした	12.5
医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家に相談した	10.6
趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた	9.6
できるだけ休養をとるようにした	8.7
原因となる事柄から離れるなど環境を変えた（転職等）	8.7
弁護士や司法書士、公的機関の相談員等、悩みのもととなる分野の専門家に相談した	1.0
その他	11.4
無回答	1.0
計	100.0

2 多賀城市における自殺対策の課題

(1) 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成

本市の自殺死亡率は、全国及び宮城県と比べると低い傾向にあるものの、一方ではアンケートに回答した約4人に1人が、自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがあると回答しています。

自殺は、「個人の問題」ではなく「社会の問題」であるということ、また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるということについて、市全体の共通認識となるよう、積極的な普及啓発が必要です。

(2) 自殺対策を支援する人材の育成

悩みやストレスを相談できる相手がいる人や、自ら危機を回避している人がいる一方で、相談できる相手がいらない人、積極的に危機回避をしない人もいます。

誰も自殺に追い込まれないようにするためには、悩みやストレスに対する支援が必要であることは当然ですが、これらの支援が有効に機能するために、身の周りにいる人の異変に気づき、声をかけ、必要な支援につなげることのできる、自殺対策を支援する人材の育成が必要です。

(3) 生きることの包括的な支援

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

「生きる支援」に関するあらゆる取り組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

また、これらの支援の情報が全ての人に伝わるよう、積極的な周知・啓発が必要です。

(4) 自殺対策関係機関の連携・協働

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係機関が連携・協働して総合的に自殺対策を推進することが必要です。

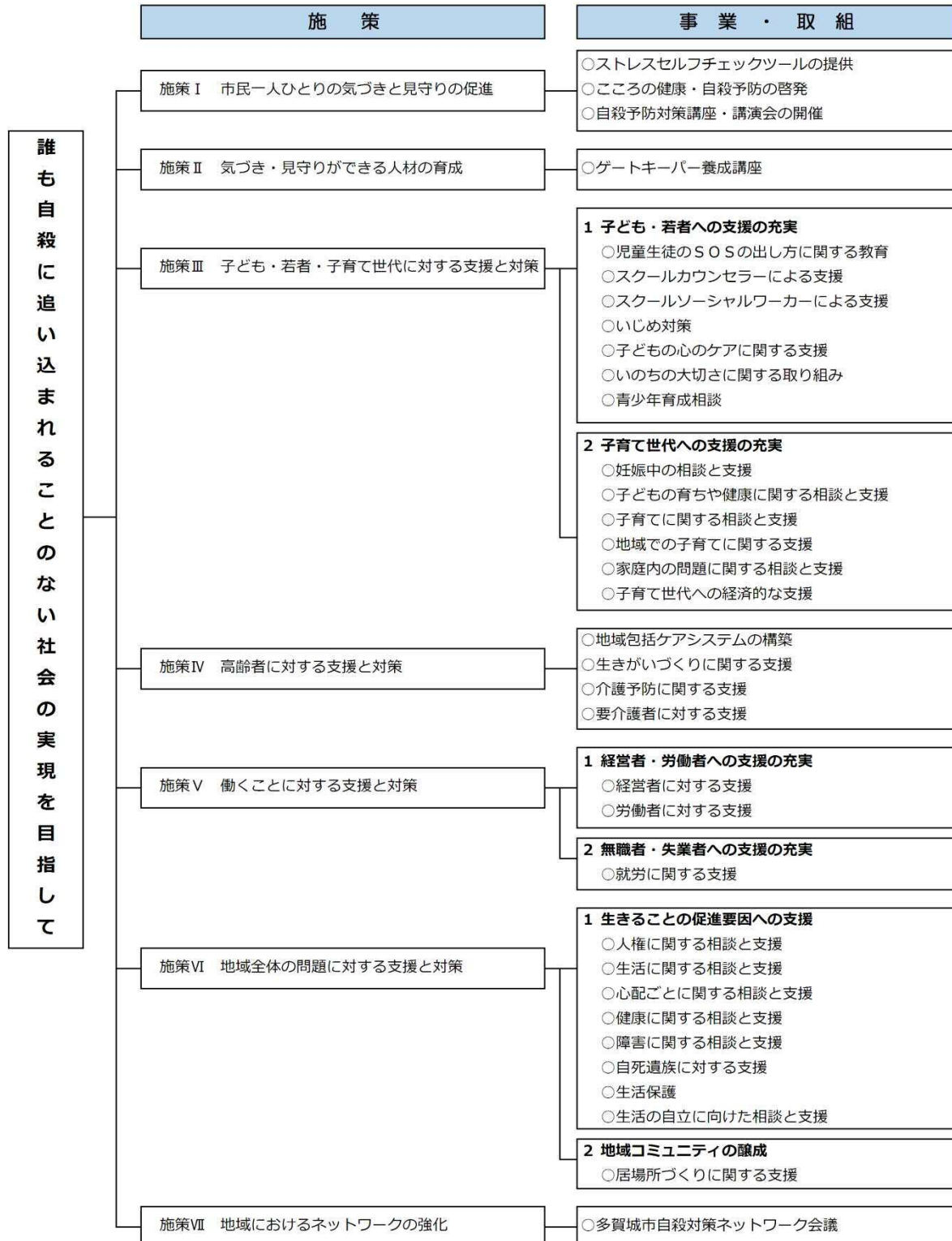
「生きる支援」に関連する機関が、それぞれの役割を認識し、相互の連携を深め、適切な支援を行うことができるよう、自殺対策に関するネットワークづくりが必要です。

第 3 章 自殺対策の推進

1 計画の基本理念と施策の体系

国が自殺総合対策の基本理念として掲げる「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」を計画の基本理念とし、その実現に向け次のとおり自殺対策に取り組めます。

また、計画の取り組み状況がわかるように、施策ごとに評価指標を設定します。



2 施策ごとの取り組み

施策Ⅰ 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が周りの人には理解されにくい現実があります。

このような心情や背景への理解を深め、自殺は一部の人だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解促進を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くとともに、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということの理解を促進することを通じて、市民一人ひとりの役割などについての意識が共有されるよう、啓発を行っていきます。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
ストレスセルフチェックツールの提供	パソコンやスマートフォン等を利用して簡単な質問に答えるだけで、ストレス状況や心の落ち込み具合のセルフチェックができるメンタルヘルスシステム「こころの体温計」を導入し、心の健康づくりに役立てます。	社会福祉課
こころの健康・自殺予防の啓発	市民一人ひとりが心の健康や自殺予防の基本認識を理解できるよう、さまざまな場所でパンフレットなどを配布するほか、市ホームページや広報誌などにより啓発を行っていきます。	社会福祉課
自殺予防対策講座・講演会の開催	市民や団体、勤労者向けの講座・講演会を開催し、自殺予防の啓発を行っていきます。 家族、友人など身近な人の変化や悩みに気づき、声をかけることの大切さについて理解を促すとともに、ゲートキーパーの存在と役割を周知します。	社会福祉課

【評価指標】

指 標	現状値（H29年度）	目 標	指標の動き
こころの体温計アクセス数	—	7,500件／年	上がると良い
自殺予防に関する啓発回数	—	年2回以上	上がると良い
講座・講演会の開催数	—	年1回以上	維持できると良い

施策Ⅱ 気づき・見守りができる人材の育成

自殺対策には、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要です。

自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門の相談窓口につなぐことのできる人材を養成することを目的に、日頃から地域住民と接する機会が多い民生委員や介護支援専門員（ケアマネージャー）、悩みを持つ児童生徒を支える学校教育関係者、市職員などを中心にゲートキーパー養成講座を開催し、地域における自殺対策の担い手を育成します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
ゲートキーパー養成講座	自殺のリスクを理解し、支援を要する人を把握した時に、声をかけ、話を聞き、必要に応じて問題解決を図る適切な相談窓口へつなぐことができる人材の育成を行います。	社会福祉課

【評価指標】

指 標	現状値（H29年度）	目 標	指標の動き
ゲートキーパー養成講座開催数	—	年1回以上	維持できると良い

施策Ⅲ 子ども・若者・子育て世代に対する支援と対策

子ども・若者・子育て世代への支援と対策は、年齢ごとの生活環境が異なることから、それぞれの生活の場に応じた対応が求められます。

抱える悩みは多様で、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、保健・医療・福祉・教育の分野の関係機関と連携し、それぞれの年代と置かれた状況に合った支援を行います。

1 子ども・若者への支援の充実

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげることができるよう、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的な方法を学ぶと同時に、辛い時や苦しいときには助けを求めてよいということを学ぶ教育を推進します。	学校教育課 小・中学校
スクールカウンセラーによる支援	児童生徒が悩みや不安について相談することができ、悩み等が軽減・解消に向かうように、市内小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談しやすい環境を整備します。	学校教育課 小・中学校
スクールソーシャルワーカーによる支援	児童生徒、保護者及び関係機関とのネットワークの構築、次年度就学児家庭の不安解消などの支援を行うため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置します。	学校教育課 小・中学校
いじめ対策	児童生徒一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していけるよう、関係機関・団体で連絡協議会を組織し、情報共有と未然防止対策・早期解決の在り方等について協議します。	学校教育課 小・中学校
子どもの心のケアに関する支援	児童生徒の不登校・いじめ・心のケア等に関する支援体制を拡充するため、子どもの心のケアハウスを設置し、児童生徒の居場所づくりや不安の解消などの支援に取り組みます。	学校教育課 小・中学校

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
いのちの大切さに関する取り組み	保育所や小学校等において、命の大切さを伝える取り組みを実施し、自分の命の大切さや、家族の大切さを知り、自分を認め自己肯定感を高めるための支援を行います。	健康課
青少年育成相談	青少年及びその保護者が悩みや心配事について相談することができ、悩み等が軽減・解消に向かうよう、青少年指導員による子どもナヤミ相談事業を実施し、悩みや心配事に対して適切な支援を行います。	生涯学習課

2 子育て世代への支援の充実

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
妊娠中の相談と支援	妊婦とその配偶者（パートナー）が、妊娠中や産後の生活についてイメージし、親になる準備をすることで、前向きに育児に取り組むことができるよう、産前産後サポート事業を行います。 妊娠期の不安感や孤立感を軽減し、安心して出産や子育て期が迎えられるよう、「子育て世代包括支援センター」を中心とした子育てを取り巻く機関全体で支援します。	健康課 子育て支援課
子どもの育ちや健康に関する相談と支援	子どもの疾病などを早期に発見したり、保護者が子どもの成長・発達を確認しながら、健全な生活習慣や子育てに関する助言を受け、育児不安が軽減されるよう、保健師による乳幼児健康診査や個別訪問等を行います。	健康課
子育てに関する相談と支援	子どもの成長を確認し、健全な生活習慣や子育てに関する情報を得ることで、安心して子育てができるよう、相談支援を行います。 出産直後や子育て期の不安感・孤立感を軽減し、子どもの成長を共に楽しみながら子育ての楽しさを味わえるよう、「子育て世代包括支援センター」を中心とした子育てを取り巻く機関全体で支援します。	健康課 子育て支援課 保育課 教育・保育施設等

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
地域での子育てに関する支援	育児への不安軽減や解消を図るため、乳幼児を持つ保護者が、気軽に集まって情報交換し、仲間づくりができる場を提供します。 子育てに不安を抱えているなど、支援が必要な保護者に対し、子育てに対する不安や負担が軽減できるように支援します。	子育て支援課 保育課 教育・保育施設等
家庭内の問題に関する相談と支援	すべての子どもが持つ心身ともに健やかに生まれ育つ権利を守るため、虐待が未然に防止され、または早期に発見され、適切な対応がとられるよう、警察、福祉・教育・保健部門などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、支援の必要な子どもやその家庭に関する情報を共有し、相互連携を図りながら支援を行います。 家庭内の子育てに関する不安やDV、離婚などについて悩みを持つ人の相談を受け、解決に向かうよう支援していきます。	子育て支援課
子育て世代への経済的な支援	子育てに係る経済的負担を軽減するため、世帯の状況に応じて手当の給付等を行います。	子育て支援課 健康課 国保年金課 教育総務課 学校教育課

【評価指標】

指 標	現状値(H29年度)	目 標	指標の動き
中学生の不登校生徒の出現率	4.3%	出現率の低下	下がると良い
いじめ解消率	92.6%	解消率の増加	上がると良い
児童生徒の学級生活満足群の割合	51.3%	割合の増加	上がると良い
要保護児童対策地域協議会実務者会議における要保護児童終結率	39.0%	終結率の増加	上がると良い
出産後の支援について満足している者の割合	88.1%	割合の増加	上がると良い

施策Ⅳ 高齢者に対する支援と対策

高齢者は、退職による生活環境の変化、加齢による体調の変化や体力の低下などにより閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい状況にあります。

高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが大切であり、地域共生社会の実現等の施策と連動した地域による支えあいの仕組みづくりや生きがいづくりによる社会参加の促進を図ります。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
地域包括ケアシステムの構築	高齢者が安心して生活できるよう、身近なところで必要な時に相談や支援を受けられる環境を整え、高齢者やその家族が抱える様々な相談に対し、総合的に支援します。	介護福祉課 地域包括支援センター
	高齢者や認知症の人などが、必要な医療・介護を受けながら、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、地域の実情に応じた支え合いの仕組みを構築するとともに、地域や職域において認知症サポーターを養成し、認知症に対する理解を深め、地域による見守り体制づくりを推進します。	
生きがいづくりに関する支援	シルバーヘルスプラザ及びシルバーワークプラザ等において、高齢者が気軽に利用しやすい、仲間づくりや健康づくり等の生きがい活動の場を提供します。	介護福祉課
	高齢者が健康で充実した毎日を過ごせるよう、各公民館において、生きがいづくりに役立つ講座を実施し、学習の場を提供します。	生涯学習課 各公民館
介護予防に関する支援	介護予防についての正しい知識と技術を持ち、自ら介護予防を実践していけるように、介護予防に関する講座や教室の開催、各種支援を行います。	介護福祉課
要介護者に対する支援	心身機能の維持向上を図り、地域での生活を支えるため、ケアプランに基づいた、生活に必要なサービスを提供します。	介護福祉課

【評価指標】

指 標	現状値（H29年度）	目 標	指標の動き
認知症サポーターの人数	695人	サポーターの増加	上がると良い
介護予防サポーターの人数	125人	サポーターの増加	上がると良い
介護支援ボランティアの人数	94人	ボランティアの増加	上がると良い

施策Ⅴ 働くことに対する支援と対策

勤労世代の無職者・失業者は社会から孤立しやすく、自殺のリスクが高まる傾向があります。

企業に対する誘致や立地支援により、雇用の場を確保するとともに、長期失業に陥らないよう、積極的な就労支援を行います。

1 経営者・労働者への支援の充実

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
経営者に対する支援	新規企業の立地・創業、市内に立地する企業の事業継続を支援するため、創業支援事業者との連携や支援事業の実施、各種制度の周知・助言等を行います。	商工観光課
	企業経営の安定を図るため、融資を必要とする市内の中小企業者に対して融資のあっせん、保証料の補給（助成）、損失補償等の支援を行います。	
労働者に対する支援	生活資金を必要とする労働者の生活の安定化を図るため、生活資金の融資制度の整備を行います。	商工観光課 社会福祉協議会

2 無職者・失業者への支援の充実

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
就労に関する支援	地域雇用を促進するため、地域職業相談室を運営し、専門の相談員による職業相談、職業紹介の支援を行います。	商工観光課
	就労による生活再建を図るため、生活相談により相談者の課題を把握し、その状況に応じた段階的・継続的な支援を行います。	生活支援課

【評価指標】

指標	現状値（H29年度）	目標	指標の動き
職業相談に係る就職者数（市民）	441人／年	就職者数の増加	上がると良い

施策Ⅵ 地域全体の問題に対する支援と対策

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。

自殺のリスクを低下させるため、保健・福祉をはじめ様々な分野において、相談・支援体制の充実や福祉サービスの利用についてわかりやすい発信をするとともに、地域コミュニティの醸成を図り、孤立を防ぐための居場所づくりなどに取り組みます。

1 生きることの促進要因への支援

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
人権に関する相談と支援	差別や偏見のない社会の実現を目指し、男女共同参画や性的少数者、障害者差別解消に関する講演会や啓発活動を行います。	地域コミュニティ課 社会福祉課
	人権に関する理解と関心を深めるとともに、地域の住民から人権相談を受け問題解決のお手伝いをする、人権擁護委員の活動について普及・啓発活動を行います。	生活環境課
生活に関する相談と支援	市民相談室において、市民相談事業及び消費生活相談事業を実施し、必要な支援を担当する機関につなげます。	生活環境課
心配ごとに関する相談と支援	地域の福祉相談の窓口として、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を担当する機関につなげます。	社会福祉協議会 民生委員児童委員
健康に関する相談と支援	疾病の早期発見、早期治療が実践され、健康に関する不安が軽減されるよう、健康診査・各種検診の実施や健康相談により健康に関する支援を行うとともに、健康づくりや疾病予防に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康教育等を実施し、普及・啓発を図ります。	健康課 社会福祉課
障害に関する相談と支援	障害を持つ方が能力や適性に応じ、自立した日常生活や、社会生活を送ることができるよう、またその環境や状況に応じて適切なサービスが提供されるよう相談・支援を行います。	社会福祉課 国保年金課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
自死遺族に対する支援	相談窓口や支援団体の情報を提供するなど、自死遺族の支援を行います。	社会福祉課
生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立について支援します。	生活支援課
生活の自立に向けた相談と支援	生活に困窮する方の複合的な課題に対応するため、相談支援員による相談支援業務を行い、相談者の状況に応じて、関係機関への同行訪問や就労支援などの自立・生活再建に向けた支援を行います。	生活支援課

2 地域コミュニティの醸成

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
居場所づくりに関する支援	地域コミュニティの醸成を図るため、市民が主体となったまちづくりや地域づくりにつながる活動を支援します。	地域コミュニティ課

【評価指標】

指 標	現状値（H29年度）	目 標	指標の動き
男女共同、性的少数者及び障害者の差別解消に関する啓発回数	7回／年	啓発回数の増加	上がると良い
生活相談により相談者の課題が解決した件数	102件／年	解決件数の増加	上がると良い
市民活動促進事業の開催数	38回／年	開催数の増加	上がると良い

施策Ⅶ 地域におけるネットワークの強化

関係機関が連携・協働して自殺対策を総合的に推進するため、本市では、地域で市民生活の相談や支援に携わる機関と、「生きる支援」に関連する事業を行う市役所関係課による「多賀城市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、様々な分野の生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有するとともに、横の連携を深め、適切な支援につなぐことのできる支援体制を整えていきます。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課等
多賀城市自殺対策ネットワーク会議	生きる支援に関する実施主体で構成する「自殺対策ネットワーク会議」を設置し、関係機関の役割を共有するとともに、相互の連携を図ります。	社会福祉課

【評価指標】

指 標	現状値(H29年度)	目 標	指標の動き
ネットワーク会議の開催回数	—	年1回以上	維持できると良い

第4章 計画の検証

1 計画の検証

本計画については、毎年度、本市の自殺死亡率及び各施策の評価指標の実績に基づき、多賀城市自殺対策ネットワーク会議において検証を行います。

また、この検証結果については、市ホームページで公表します。

資料編

1 多賀城市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

多賀城市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(平成30年多賀城市告示第81号)

(設置)

第1条 自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域や職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であることから、関係機関が相互に連携し、総合的かつ包括的な自殺対策の推進を図るため、多賀城市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定・推進に関すること。
- (2) 自殺についての実態の把握に関すること。
- (3) 自殺予防対策に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に関し必要な事項

(会議)

第3条 構成員は、別表に掲げる機関及び市の関係部署の担当職員をもって構成する。

2 ネットワーク会議には座長を置くこととし、保健福祉部社会福祉課長の職にあるものをもって充てる。

3 ネットワーク会議は、必要に応じて別表に掲げる機関及び市の関係部署以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 ネットワーク会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

別表（第3条関係）

多賀城市社会福祉協議会
多賀城市民生委員児童委員協議会
多賀城市西部地域包括支援センター
多賀城市中央地域包括支援センター
多賀城市東部地域包括支援センター
宮城県塩釜保健所（宮城県仙台保健福祉事務所）
総務部地域コミュニティ課
市民経済部生活環境課
市民経済部商工観光課
保健福祉部社会福祉課
保健福祉部生活支援課
保健福祉部子育て支援課
保健福祉部保育課
保健福祉部健康課
保健福祉部介護福祉課
教育委員会事務局学校教育課
教育委員会事務局生涯学習課

2 計画策定の経過

開催日	内容等
平成30年 5月28日 ～6月 8日	こころの健康に関する市民アンケート調査実施
平成30年 7月24日	多賀城市自殺対策ネットワーク会議設置
平成30年 8月 9日	第1回多賀城市自殺対策ネットワーク会議 自殺対策基本法に基づく取り組みについて 多賀城市自殺対策計画の策定について ・多賀城市における自殺の現状について ・多賀城市における生きるための支援の取り組み状況について ・多賀城市自殺対策計画骨子（案）について
平成30年11月 1日	第2回多賀城市自殺対策ネットワーク会議 多賀城市自殺対策計画（素案）について
平成30年11月16日 ～11月29日	パブリックコメントの実施（意見件数0件）
平成30年12月20日	第3回多賀城市自殺対策ネットワーク会議 多賀城市自殺対策計画（案）について
平成31年 1月15日	行政経営会議 多賀城市自殺対策計画（案）の承認
平成31年 2月	多賀城市自殺対策計画策定

3 自殺対策に関連する事業

施 策	事業・取組	関連事業	担当部署
Ⅰ 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進			
	ストレスセルフチェックツールの提供	こころの強化促進事業	社会福祉課
	こころの健康・自殺予防の啓発		
	自殺予防対策講座・講演会の開催		
Ⅱ 気づき・見守りができる人材の育成			
	ゲートキーパー養成講座	こころの強化促進事業	社会福祉課
Ⅲ 子ども・若者・子育て世代に対する支援と対策			
1 子ども・若者への支援の充実	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	—	学校教育課
	スクールカウンセラーによる支援	スクールカウンセラー活用調査研究事業	学校教育課
	スクールソーシャルワーカーによる支援	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校教育課
	いじめ対策	学校適応アセスメント検査事業	学校教育課
		いじめ防止対策事業	学校教育課
	子どもの心のケアに関する支援	子どもの心のケアハウス運営事業	学校教育課
	いのちの大切さに関する取り組み	いのちの大切さに関する取り組み	健康課
	青少年育成相談	青少年育成相談事業	生涯学習課
2 子育て世代への支援の充実	妊娠中の相談と支援	妊娠出産支援事業	健康課
		妊婦一般健康診査事業	健康課
	子どもの育ちや健康に関する相談と支援	乳児全戸訪問(新生児訪問を含む)・養育支援訪問事業	健康課
		乳幼児健康相談事業	健康課
		母子栄養指導事業	健康課
		3～4ヶ月児健康診査事業	健康課
		1歳6ヶ月児健康診査事業	健康課
		2歳6ヶ月児健康診査事業	健康課
		3歳児健康診査事業	健康課
		乳幼児、児童、生徒等予防接種事業	健康課
	子育てに関する相談と支援	1歳児育児体験事業	健康課
		母子健康包括支援事業	健康課
		家庭相談事業	子育て支援課
		公立保育所運営管理事業	保育課
		施設型給付費等支給事業	保育課
		施設型給付費等支給事業	保育課
	地域での子育てに関する支援	ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課
		子育てサポートセンター運営管理事業	子育て支援課
		地域子育て支援事業	子育て支援課
		児童館運営管理事業	子育て支援課
		子ども・子育て支援制度運営事業	子育て支援課
		放課後児童健全育成事業	子育て支援課
		公立保育所運営管理事業	保育課
		施設型給付費等支給事業	保育課
		施設型給付費等支給事業	保育課
		施設型給付費等支給事業	保育課
	家庭内の問題に関する相談と支援	家庭相談事業	子育て支援課
		児童入所施設措置事業	子育て支援課
	子育て世代への経済的な支援	児童手当支給事業	子育て支援課
		児童扶養手当支給事業	子育て支援課
		特別児童扶養手当支給事業	子育て支援課
		ひとり親家庭自立支援給付金事業	子育て支援課
		小学校入学応援事業	子育て支援課
		就学援助事業	学校教育課
		幼稚園就園奨励費補助事業	教育総務課
		子ども医療費助成事業	国保年金課
		母子・父子家庭医療費助成事業	国保年金課
		未熟児養育医療給付事業	健康課
Ⅳ 高齢者に対する支援と対策			
	地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センター管理運営事業	介護福祉課
		在宅医療・介護連携推進事業	介護福祉課
		認知症施策推進事業	介護福祉課
		認知症サポーター養成事業	介護福祉課
	生きがいづくりに関する支援	シルバーヘルスプラザ管理運営事業	介護福祉課
		シルバーワークプラザ管理運営事業	介護福祉課
		屋内ゲートボール場管理運営事業	介護福祉課
		高齢者教育事業	生涯学習課(各公民館)
		高齢者教育事業	生涯学習課(各公民館)
	介護予防に関する支援	介護予防普及啓発事業	介護福祉課
		地域介護予防活動支援事業	介護福祉課
	要介護者に対する支援	介護予防・生活支援サービス事業	介護福祉課

施 策	事業・取組	関連事業	担当部署
Ⅴ 働くことに対する支援と対策			
1 経営者・労働者への支援の充実	経営者に対する支援	中小企業等経営安定支援事業	商工観光課
		企業・創業支援事業	商工観光課
		事業復興型雇用創出事業	商工観光課
	労働者に対する支援	勤労者生活安定支援事業	商工観光課
2 無職者・失業者への支援の充実	就労に関する支援	福祉資金貸付事業	社会福祉協議会
		多賀城市地域職業相談室管理運営事業	商工観光課
		生活困窮者自立支援事業	生活支援課
Ⅵ 地域全体の問題に対する支援と対策			
1 生きることの促進要因への支援	人権に関する相談と支援	男女共同参画推進事業	地域コミュニティ課
		人権啓発活動市町村委託事業	生活環境課
		障害者差別解消に関する取り組み	社会福祉課
	生活に関する相談と支援	市民相談事業	生活環境課
		心配ごとに関する相談と支援	社会福祉協議会
			民生委員児童委員
		健康に関する相談と支援	健康教育事業
	健康相談事業		健康課
	特定健康診査事業		健康課
	結核予防事業		健康課
	健康診査事業		健康課
	成人予防接種事業		健康課
	献血推進協議会補助事業		社会福祉課
	障害に関する相談と支援	障害者自立支援医療(更生医療)給付事業	社会福祉課
		補装具費支給事業	社会福祉課
		障害者自立支援給付事業	社会福祉課
		障害者自立支援医療(育成医療)給付事業	社会福祉課
		手話奉仕員・点訳等ボランティア養成講座事業	社会福祉課
		地域活動支援センター管理運営事業	社会福祉課
		障害福祉相談支援事業	社会福祉課
		地域生活支援事業	社会福祉課
		障害者等自動車等燃料費・福祉タクシー利用助成事業	社会福祉課
		在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業	社会福祉課
		障害者虐待防止権利擁護事業	社会福祉課
		聴覚児補聴器購入助成事業	社会福祉課
		地域生活支援拠点等支援事業	社会福祉課
		児童発達支援センター管理運営事業	社会福祉課
		障害支援区分認定審査事業	社会福祉課
		手話通訳員設置事業	社会福祉課
		成年後見制度利用支援事業	社会福祉課
		特別障害者手当等支給事業	社会福祉課
		心身障害者医療費助成事業	国保年金課
		自死遺族に対する支援	こころの強化促進事業
	生活保護	生活保護扶助事業	生活支援課
	生活の自立に向けた相談と支援	生活困窮者自立支援事業	生活支援課
		生活困窮者一時生活支援事業	生活支援課
		被災者生活再建支援事業	生活支援課
		被災者支援総合事業	生活支援課
		復興支えあい事業	生活支援課
2 地域コミュニティの醸成	居場所づくりに関する支援	市民活動促進事業	地域コミュニティ課
Ⅶ 地域におけるネットワークの強化			
	多賀城市自殺対策ネットワーク会議	こころの強化促進事業	社会福祉課